

会社法の改正について

2013年12月28日、全国人民代表大会常務委員会において中華人民共和國会社法（以下、「会社法」とします。）の一部を改正することが決定され、改正された会社法は2014年3月1日より施行されています。今回は、この会社法の改正内容の概要と外商投資企業への影響について概説します。

1. 会社法の改正内容

会社法の改正内容のうち、外商投資企業（有限責任公司）に関連する部分の概要は以下の通りです。

改正内容	関連条項	補足説明	外商投資企業との関係
(1)最低登録資本金の撤廃	第26条(旧法26条3項) 第58条(旧法59条)	改正前は、有限責任公司の最低資本金は3万元、一人有限責任公司の最低資本金は10万元とされていました。	外商投資企業は、設立時に商務部門による審査があり、通常は最低資本金よりも大きな金額の登録資本金の設定を要求されるのが一般的です。
(2)払込資本金を登記事項から除外、验资報告書作成義務の撤廃	第7条(旧法29条) 第29条(旧法30条) 第33条(旧法32条)	改正前は、登録資本金、払込資本金のいずれも登記事項とされていました。改正により払込資本金については登記が不要とされるとともに、払込の事実を証明するために作成を義務付けられていた验资報告書についても、作成が不要とされました。	外資企業関連法令では、会計士による验资報告書の作成が義務付けられています。
(3)設立時の資本金の最低払込金額の撤廃	第23条2号 第26条(旧法26条1項)	改正前は、設立時において、法律で規定される最低資本金に達しており、かつ登録資本金の20%以上の金額の資本金について払込が完了していることが必要とされていました。改正後は、設立される会社の登録資本金の全額について、出資者によって引受けられていること（実際の払込は不要）が条件とされています。	外資企業関連法令には、企業形態に応じてそれぞれ払込期限、最低払込金額等の条件が規定されています。
(4)資本金の払込期限の撤廃	第26条(旧法26条1項)	改正前は、登録資本金については、会社設立から2年以内にすべて払込を完了させなければならないこととされていたが、改正によりこの条項は撤廃されています。	同上

改正内容	関連条項	補足説明	外商投資企業との関係
(5)現金出資の限度額の撤廃	第 27 条 (旧法 27 条 2 項)	改正前は、登録資本金に占める現金出資の割合が 30%以上にならなければならないこととされていましたが、改正によりこの条項は撤廃されています。	同上
(6)減資の限度額の撤廃	第 177 条 (旧法 178 条 3 項)	改正前は、減資手続きを行う場合において、減資後の登録資本金は法律で規定される最低資本金を下回ってはならないこととされていましたが、改正によりこの条項は撤廃されています。	外商企業関連法令では、減資は原則として禁止とされ、やむをえない事情がある場合に必要な範囲においてのみ、認可を得て実施することができるものとされています。

2. 今回の改正が外商投資企業にもたらす影響

今回の会社法の改正は、有限責任公司である外商投資企業に対しても適用されます。しかしながら、外商投資企業は、中外合弁企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法（いわゆる「外資三法」）をはじめとする会社法の特別法（以下、「外資企業関連法令」とします。）の適用を受けており、これらの法令の適用を受ける部分においては、会社法の適用を受けることはありません。今回の改正では、会社法の改正のみで外資企業関連法令の改正は行われていないことから、外商投資企業に対する影響は、登記事項から払込資本金の項目が除外された点など限定的な部分にとどまるものといえます。

なお、上海市の中国（上海）自由貿易試験区では、外資企業関連法令の一部の規定の適用を停止するなどの試みも実施されています。今後、このような試みが全国で実施される場合には、今回の会社法の改正と併せて、外商投資企業に対して非常に大きな影響をもたらすものと考えられます。